

社債等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令第五号）
法務省令第五号

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">社債、株式等の振替に関する命令</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 社債の振替（第三条 第十条）</p> <p>第三章 株式の振替（第十一条 第二十六条）</p> <p>第四章 新株予約権の振替（第二十七条 第三十五条）</p> <p>第五章 新株予約権付社債の振替（第三十六条 第四十五条）</p> <p>第六章 投資口等の振替（第四十六条 第五十一条）</p> <p>第七章 組織変更等に係る振替（第五十二条 第五十九条）</p> <p>第八章 雑則（第六十条・第六十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（用語）</p> <p>第一条 この命令において、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）の用語と同一の用語は、それぞれ法の用語と同一の意味をもつものとする。</p>	<p style="text-align: center;">社債等の振替に関する命令</p> <p>（新設）</p> <p>（用語）</p> <p>第一条 この命令において、社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）の用語と同一の用語は、それぞれ法の用語と同一の意味をもつものとする。</p>

(振替口座簿の電磁的記録の方法)

第二条 法第六十八条第六項（法第百十三条、第百十五条、第百七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百二十九条第六項（法第百二十八条第一項、第百三十五条第一項、第百三十九条第一項及び第百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十五条第六項（法第百四十九条第一項及び第百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第百九十四条第六項（法第百五十一条第一項、第百五十四条第一項及び第百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

第二章 社債の振替

(振替機関への通知事項)

第三条 (略)

2 前項（第一号り及び第二号を除く。）の規定は、法第百十三条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「振

(振替口座簿の電磁的記録の方法)

第二条 法第六十八条第六項（法第百十三条、第百十五条、第百七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(新設)

(振替機関への通知事項)

第三条 (略)

2 前項（第一号り及び第二号を除く。）の規定は、法第百十三条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「振

替社債（短期社債を除く。）とあるのは「振替地方債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の六において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、同号ト中「会社が合同して」とあるのは「地方財政法第五条の七の規定により」と読み替えるものとする。

3～11（略）

（社債権者等に対する通知事項）

第七条 法第六十九条の二第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める事項とする。

一～三（略）

（特別口座開設等請求権者）

第八条 法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者又はその相続人その他の一般承継人とする。

一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合
当該通知又は申請の前に当該取得条項付株式を取得した者又は当該取得条項付株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株

替社債（短期社債を除く。）とあるのは「振替地方債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第一項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、同号ト中「会社が合同して」とあるのは「地方財政法第五条の七の規定により」と読み替えるものとする。

3～11（略）

（社債権者等に対する通知事項）

第七条 法第六十九条の二第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める事項とする。次に掲げるものとする。

一～三（略）

（特別口座開設等請求権者）

第八条 法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者とする。

一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合
当該通知又は申請の前に当該取得条項付株式を取得した者又は当該取得条項付株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株

主名簿に記載又は記録がされていないもの

二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該全部取得条項付種類株式を取得した者又は当該全部取得条項付種類株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

三 発行者が合併に際して交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該合併により消滅する株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

四 発行者が株式交換に際して交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該株式交換をする株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

五 発行者が株式移転に際して交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該株式移転をする株式会社を目的とする質権の設定を受けた者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

主名簿に記載又は記録がされていない者

二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該全部取得条項付種類株式を取得した者又は当該全部取得条項付種類株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていない者

三 発行者が合併に際して交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該合併により消滅する株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていない者

四 発行者が株式交換に際して交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該株式交換をする株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていない者

五 発行者が株式移転に際して交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該株式移転をする株式会社を目的とする質権の設定を受けた者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていない者

第三章 株式の振替

(新設)

(振替機関への通知事項)

第十一条 法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項は、株式の内容とする。

(新設)

(会社が株主等の口座を知ることができない場合における通知)

第十二条 法第百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合は

(新設)

、合併、株式交換又は株式移転に際して振替株式を交付する場合とする。

(会社が株主等の口座を知ることができない場合における通知者)

第十三条 法第百三十一条第一項に規定する当該会社に準ずる者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者とする。

(新設)

一 合併に際して振替株式を交付する場合 合併により消滅する会社

二 株式交換に際して振替株式を交付する場合 株式交換をする株式会社

三 株式移転に際して振替株式を交付する場合 株式移転をする株式会社

(会社が株主等の口座を知ることができない場合における通知の相

手方)

第十四条 法第百三十一条第一項に規定する株主又は登録株式質権者となるべき者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 発行者が会社の成立後にその株式について法第十三条第一項の同意を与えようとする場合 当該株式の株主又は登録株式質権者
- 二 発行者が取得条項付株式の取得の対価として振替株式を交付する場合 取得条項付株式の株主又は登録株式質権者
- 三 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として振替株式を交付する場合 全部取得条項付種類株式の株主又は登録株式質権者
- 四 発行者が株式無償割当て(会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)として振替株式を株主に割り当てる場合 当該株主又はその登録株式質権者
- 五 合併に際して振替株式を交付する場合 合併により消滅する会社の株式の株主又は登録株式質権者
- 六 株式交換に際して振替株式を交付する場合 株式交換をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者
- 七 株式移転に際して振替株式を交付する場合 株式移転をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者

(株主等に対する通知事項)

第十五条 法第百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める

(新設)

(新設)

事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める事項とする。

- 一 発行者が会社の成立後にその株式について法第十三条第一項の同意を与えよとする場合 その旨
- 二 発行者が取得条項付株式の取得の対価として振替株式を交付する場合 その旨
- 三 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として振替株式を交付する場合 その旨
- 四 発行者が株式無償割当てとして振替株式を株主に割り当てる場合 その旨
- 五 合併、株式交換又は株式移転に際して振替株式を交付する場合 その旨

(特別口座開設等請求権者)

第十六条 法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者又はその相続人その他の一般承継人とする。

- 一 発行者が会社の成立後にその株式について法第十三条第一項の同意を与えた場合 発行者が当該株式について法第百三十条第一項の通知をする前に当該株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされてないもの
- 二 発行者が取得条項付株式の取得の対価として交付する振替株式

(新設)

- について法第百三十条第一項の通知又は振替の申請をした場合
当該通知又は申請の前に当該取得条項付株式を取得した者又は当該取得条項付株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 三 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として交付する振替株式について法第百三十条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該全部取得条項付種類株式を取得した者又は当該全部取得条項付種類株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 四 発行者が株式無償割当てとして株主に割り当てる振替株式について法第百三十条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該株式無償割当てを受ける株主の有する株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 五 発行者が合併に際して交付する振替株式について法第百三十条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該合併により消滅する株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 六 発行者が株式交換に際して交付する振替株式について法第百三十条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該株式交換をする株式会社の株式を取得した者又は当該

株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

七 発行者が株式移転に際して交付する振替株式について法第百三十条第一項の通知又は振替の申請をした場合、当該通知又は申請の前に当該株式移転をする株式会社を株式を移転した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

(特別口座開設等請求の添付書面)

第十七条 法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものは、同項の加入者が同項の請求をすべき旨を記載した和解調書その他同項の判決と同一の効力を有するものとする。

(特別口座開設等請求ができる場合)

第十八条 法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第百三十三条第二項の取得者等が同項の加入者の相続人その他の一般承継人である場合において、相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求した場合

二 法第百三十三条第二項の取得者等が、株券発行会社（会社法第百十七条第六項に規定する株券発行会社をいう。）が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日から一年以内に、法第百三十三条第二項の加入者の口座に記載又は記録がされた株式に係る株券

(新設)

(新設)

及び当該廃止の日の前に当該株式を取得し、又は当該株式を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して請求した場合

(合併等の際して通知すべき事項)

第十九条 法第百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、株式の内容とする。

(新設)

(総株主通知における通知事項)

第二十条 法第百五十一条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 発行者が放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者である場合において、加入者が同項(同法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する外国人等であるときは、その旨

二 発行者が航空法(昭和二十七年法律第百三十一号)第百二十条の二第一項に規定する本邦航空運送事業者又は同項に規定するその持株会社等である場合において、加入者が同項に規定する外国人等であるときは、その旨

三 発行者が日本電信電話株式会社である場合において、加入者が日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第六条第一項各号に掲げる者であるときは、その旨

(特別株主の申出)

第二十一条 法第百五十一条第二項第一号に規定する申出は、振替株式を担保の目的で譲り受けた加入者が、その直近上位機関に対し、株主として同条第一項の通知をする者の氏名又は名称及び住所、当該振替株式の数並びにその数に係る法第百二十九条第三項第六号に掲げる事項を示してするものとする。

(新設)

(登録株式質権者の通知)

第二十二条 法第百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項は、同項の質権者が転質権者である場合において、転質をした質権者が登録株式質権者であるときにおけるその氏名又は名称及び住所とする。

(新設)

(基準日等の通知)

第二十三条 法第百五十一条第七項に規定する通知は、同条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる場合にあつては当該各号に定める日の二週間前の日までに、同項第四号に掲げる場合にあつては同号の発行者が同条第七項の振替機関に法第十三条第一項の同意を与える日(当該発行者が同号の事業年度の開始の日を変更するときは、当該変更の効力が生ずる日の二週間前の日まで)に、しなければならない。

(新設)

2 法第百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項は、同条

第一項第一号に掲げる場合における会社法第二百二十四条第二項に規定する権利の内容とする。

(株主名簿に記載等をすべき事項)

第二十四条 法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものは、通知事項及び法第百五十一条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により示された事項の全部とする。

(新設)

(個別株主通知事項)

第二十五条 法第百五十四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、第二十条各号に掲げる事項とする。

(新設)

(株券喪失登録)

第二十六条 法第百五十九条第二項に規定する主務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者とする。

(新設)

- 一 会社法第二百二十五条第一項の規定による申請により株券喪失登録が抹消された場合 当該申請をした者
- 二 会社法第二百二十六条第一項の規定による申請により株券喪失登録が抹消された場合 名義人

- 三 株券喪失登録日(会社法第二百二十一条第四号に規定する株券喪失登録日をいう。)(の翌日から起算して一年を経過した場合) 当該期間が経過する前に株券喪失登録が抹消された場合を除く。

株券喪失登録者

第四章 新株予約権の振替

(新設)

(振替機関への通知事項)

第二十七条 法第百六十六条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項は、新株予約権の内容とする。

(新設)

(会社が新株予約権者等の口座を知ることができない場合における通知)

第二十八条 法第百六十七条第一項に規定する主務省令で定める場合は、合併、株式交換又は株式移転に際して振替新株予約権を交付する場合とする。

(新設)

(会社が新株予約権者等の口座を知ることができない場合における通知者)

第二十九条 法第百六十七条第一項に規定する当該会社に準ずる者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(新設)

一 合併に際して振替新株予約権を交付する場合 合併により消滅する会社

二 株式交換に際して振替新株予約権を交付する場合 株式交換を

する株式会社

三 株式移転に際して振替新株予約権を交付する場合 株式移転をする株式会社

(会社が新株予約権者等の口座を知ることができない場合における通知の相手方)

第三十条 法第六十七條第一項に規定する新株予約権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合 取得条項付株式の株主又は登録株式質権者

二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合 全部取得条項付種類株式の株主又は登録株式質権者

三 発行者が新株予約権無償割当て(会社法第二百七十七條に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。)として振替新株予約権を株主に割り当てる場合 当該株主又はその登録株式質権者

四 合併に際して振替新株予約権を交付する場合 合併により消滅する会社の株式の株主又は登録株式質権者

五 株式交換に際して振替新株予約権を交付する場合 株式交換をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者

六 株式移転に際して振替新株予約権を交付する場合 株式移転を

(新設)

する株式会社株式の株主又は登録株式質権者

(新株予約権者等に対する通知事項)

第三十一条 法第六十七條第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める事項とする。

- 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合 その旨
- 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合 その旨
- 三 発行者が新株予約権無償割当てとして振替新株予約権を株主に割り当てる場合 その旨
- 四 合併、株式交換又は株式移転に際して振替新株予約権を交付する場合 その旨

(特別口座開設等請求権者)

第三十二条 法第六十九條第二項に規定する主務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者又はその相続人その他の一般承継人とする。

- 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として交付する振替新株予約権について法第六十六條第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該取得条項付株式を取得した者又は当該取得条項付株式を目的とする質権の設定を受けた者で

(新設)

(新設)

- あつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として交付する振替新株予約権について法第六十六条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該全部取得条項付種類株式を取得した者又は当該全部取得条項付種類株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 三 発行者が新株予約権無償割当てとして株主に割り当てる振替新株予約権について法第六十六条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該新株予約権無償割当てを受ける株主の有する株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 四 発行者が合併に際して交付する振替新株予約権について法第六十六条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該合併により消滅する株式会社株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 五 発行者が株式交換に際して交付する振替新株予約権について法第六十六条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該株式交換をする株式会社株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

六 発行者が株式移転に際して交付する振替新株予約権について法
第六十六条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知
又は申請の前に当該株式移転をする株式会社株式を取得した者
又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名
簿に記載又は記録がされていないもの

(特別口座開設等請求の添付書面)

第三十三条 法第六十九条第二項に規定する主務省令で定めるもの
は、同項の加入者が同項の請求をすべき旨を記載した和解調書その
他同項の判決と同一の効力を有するものとする。

(特別口座開設等請求ができる場合)

第三十四条 法第六十九条第二項に規定する主務省令で定める場合
は、同項の取得者等が同項の加入者の相続人その他の一般承継人で
ある場合において、相続を証する書面その他の一般承継を証する書
面を提出して請求した場合とする。

(総新株予約権者通知における通知事項)

第三十五条 法第六十六条第一項に規定する主務省令で定める事項
は、第二十条各号に掲げる事項とする。

第五章 新株予約権付社債の振替

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(振替機関への通知事項)

第三十六条 法第九十五条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項は、第三条第一項第一号に定める事項及び新株予約権の内容とする。

(新設)

(会社が新株予約権付社債権者等の口座を知ることができない場合における通知)

第三十七条 法第九十六条第一項に規定する主務省令で定める場合

(新設)

は、合併、株式交換又は株式移転に際して振替新株予約権付社債を交付する場合とする。

(会社が新株予約権付社債権者等の口座を知ることができない場合における通知者)

第三十八条 法第九十六条第一項に規定する当該会社に準ずる者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ

(新設)

て、当該各号に定める者とする。

- 一 合併に際して振替新株予約権付社債を交付する場合 合併により消滅する会社
- 二 株式交換に際して振替新株予約権付社債を交付する場合 株式交換をする株式会社
- 三 株式移転に際して振替新株予約権付社債を交付する場合 株式移転をする株式会社

(会社が新株予約権付社債権者等の口座を知ることができない場合における通知の相手方)

第三十九条 法第九十六条第一項に規定する振替新株予約権付社債

権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者とする。

- 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合 取得条項付株式の株主又は登録株式質権者
- 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合 全部取得条項付種類株式の株主又は登録株式質権者
- 三 発行者が新株予約権無償割当てとして振替新株予約権付社債を株主に割り当てる場合 当該株主又はその登録株式質権者
- 四 合併に際して振替新株予約権付社債を交付する場合 合併により消滅する会社の株式の株主又は登録株式質権者
- 五 株式交換に際して振替新株予約権付社債を交付する場合 株式交換をする株式会社株式の株主又は登録株式質権者
- 六 株式移転に際して振替新株予約権付社債を交付する場合 株式移転をする株式会社株式の株主又は登録株式質権者

(新株予約権付社債権者等に対する通知事項)

第四十条 法第九十六条第一項第四号に規定する主務省令で定める

事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める事項とする。

(新設)

(新設)

- 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合 その旨
- 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合 その旨
- 三 発行者が新株予約権無償割当てとして振替新株予約権付社債を株主に割り当てる場合 その旨
- 四 合併、株式交換又は株式移転に際して振替新株予約権付社債を交付する場合 その旨

(特別口座開設等請求権者)

第四十一条 法第九十八条第二項に規定する主務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者又はその相続人その他の一般承継人とする。

- 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として交付する振替新株予約権付社債について法第九十五条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該取得条項付株式を取得した者又は当該取得条項付株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として交付する振替新株予約権付社債について法第九十五条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該全部取得条項付種類株式を取得した者又は当該全部取得条項付種類株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録

(新設)

がされていないもの

三 発行者が新株予約権無償割当てとして株主に割り当てる振替新株予約権付社債について法第九十五条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該新株予約権無償割当てを受ける株主の有する株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

四 発行者が合併に際して交付する振替新株予約権付社債について法第九十五条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該合併により消滅する株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

五 発行者が株式交換に際して交付する振替新株予約権付社債について法第九十五条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該株式交換をする株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

六 発行者が株式移転に際して交付する振替新株予約権付社債について法第九十五条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該株式移転をする株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

(特別口座開設等請求の添付書面)

第四十二条 法第九十八条第二項に規定する主務省令で定めるものは、同項の加入者が同項の請求をすべき旨を記載した和解調書その他同項の判決と同一の効力を有するものとする。

(新設)

(特別口座開設等請求ができる場合)

第四十三条 法第九十八条第二項に規定する主務省令で定める場合は、同項の取得者等が同項の加入者の相続人その他の一般承継人である場合において、相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求した場合とする。

(新設)

(新株予約権の行使時等における通知事項)

第四十四条 法第二百一条第三項第三号及び第二百三条第三項第四号に規定する主務省令で定める事項は、第三条第一項第一号に定める事項及び新株予約権の内容とする。

(新設)

(総新株予約権付社債権者通知の通知事項)

第四十五条 法第二百一十八条第一項に規定する主務省令で定める事項は、第二十条各号に掲げる事項とする。

(新設)

第六章 投資口等の振替

(新設)

(投資口に関する株式に係る規定の準用)

第四十六条 第十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用

(新設)

する法第三百十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条(第一号に係る部分に限る。)の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百十一条第一項に規定する当該投資法人に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条(第一号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百十一条第一項に規定する投資主又は登録投資口質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十五条(第一号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は法第二百二十八条第二項において読み替えて準用する法第三百十一条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条(第一号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるもの及び法第二百二十八条第二項において読み替えて準用する法第百五十九条第二項に規定する主務省令で定める書類について、第十八条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二

十一條の規定は法第二百二十八條第一項において準用する法第五百十一條第二項第一号に規定する申出について、第二十二條の規定は法第二百二十八條第一項において準用する法第五百十一條第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三條第一項の規定は法第二百二十八條第一項において準用する法第五百十一條第七項に規定する通知について、第二十三條第二項の規定は法第二百二十八條第一項において準用する法第五百十一條第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四條の規定は法第二百二十八條第一項において準用する法第五百十二條第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十二条	合併、株式交換又は株式移転	合併
第十四条第一号及び第五号	登録株式質権者	登録投資口質権者
第十五条第五号	合併、株式交換又は株式移転	合併
第十六条第一号及び第五号	株主名簿	投資主名簿
第十八条第二号	株券発行会社（会社法第一百七条第六項に規定する株券発行	投資法人

第二十一条	会社をいう。	口数
第二十二条	登録株式質権者	登録投資口質権者
第二十三条第二項	会社法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第七十七条の三第三項において読み替えて準用する会社法

（協同組織金融機関の優先出資に関する株式に係る規定の準用）

第四十七条 第十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十一条第一項に規定する当該協同組織金融機関に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十一条第一項に規定する優先出資者又は登録優先出資質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十五条（第一号及び第五号に係る部分に

（新設）

限る。) の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百一十一条第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条(第一号及び第五号に係る部分に限る。) の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める事項について、第十九条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百五十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五百二十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、第二十六条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五百十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	第十二条	合併、株式交換又は株式移転	合併
	第十四条第一号及び第五号	登録株式質権者	登録優先出資質権者
	第十五条第五号	合併、株式交換又は株式移転	合併
	第十六条第一号及び第五号	株主名簿	優先出資者名簿
	第十八条第二号	株券発行会社（会社法第百十七条第六項に規定する株券発行会社をいう。）	優先出資証券発行協同組織金融機関（優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関をいう。）
	第二十一条	数	口数
	第二十二條 第二十三條第二項	登録株式質権者 会社法	登録優先出資質権者 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二十六条において読み替え

	第二十六条第一号		第二十六条第二号
	会社法		会社法
て準用する会社法	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する会社法	株券喪失登録 優先出資証券喪失登録（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する会社法第二百二十三条に規定する優先出資証券喪失登録をいう。次号及び第三号において同じ。）	株券喪失登録 優先出資証券喪失登録 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する会社法

(特定目的会社の優先出資に関する株式に係る規定の準用)

	第二十六条第三号		株券喪失登録日(会社法第二百一十一条第四号に規定する株券喪失登録日をいう。)	録	優先出資証券喪失登録日(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する会社法第二百一十一条第四号に規定する優先出資証券喪失登録日をいう。)
	株券喪失登録	優先出資証券喪失登録		株券喪失登録者	優先出資証券喪失登録者(法第三十一条第二項において読み替えて準用する会社法第二百一十四条第一項に規定する優先出資証券喪失登録者をいう。)

第四十八条 第十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用

(新設)

する法第二百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十五条(第一号に係る部分に限る。)の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条(第一号に係る部分に限る。)の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十九条第二項に規定する主務省令で定めるもの及び法第二百三十九条第二項において読み替えて準用する法第二百五十九条第二項に規定する主務省令で定める書類について、第十八条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百五十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中

欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十八条第一号	株主名簿	優先出資社員名簿
第十八条第二号	株券発行会社（会社法第一百七十六条第六項に規定する株券発行会社をいう。）	特定目的会社
第二十一条	数	口数
第二十二条	登録株式質権者	登録優先出資質権者
第二十三条第二項	会社法	資産の流動化に関する法律第二十八条第三項において読み替えて準用する会社法

（特定目的会社の新優先出資引受権に関する新株予約権に係る規定の準用）

第四十九条 第二十七条の規定は法第二百四十九条第一項において準用する法第百六十六条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

（新設）

（特定目的会社の転換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用）

第五十条 第三十六条の規定は法第二百五十一条第一項において準用

（新設）

する法第九十五條第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

(特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

第五十一條 第三十六條の規定は法第二百五十四條第一項において準用する法第九十五條第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第四十四條の規定は法第二百五十四條第一項において準用する法第二百一十條第三項第三号及び第二百三十三條第三項第四号に規定する主務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

第七章 組織変更等に係る振替

(新設合併消滅銀行の株主に対して新設合併設立銀行の振替株式を交付しようとするときに係る規定の準用)

第五十二條 第十九條の規定は、法第二百五十六條第一項において準用する法第三百二十八條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

(吸収合併消滅協同組織金融機関等の優先出資者に対して吸収合併存続銀行等の振替株式を交付しようとするときに係る規定の準用)

第五十三條 第十九條の規定は、法第二百五十六條第二項において準

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

用する法第三百二十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

(吸収合併消滅銀行等の株主に対して吸収合併存続信用金庫等の振替優先出資を交付しようとするときに関する株式に係る規定の準用)

第五十四条 第十九条の規定は、法第二百五十六条第三項において準用する法第三百二十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

(新設)

(吸収合併消滅協同組織金融機関等の優先出資者に対して吸収合併存続協同組織金融機関等の振替優先出資を交付しようとするときに関する株式に係る規定の準用)

第五十五条 第十九条の規定は、法第二百五十六条第四項において準用する法第三百二十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

(新設)

(金融機関の合併及び転換に関する法律第四条第三号の規定による転換をする協同組織金融機関の優先出資者に対して振替株式を交付しようとするときに関する株式に係る規定の準用)

第五十六条 第十九条の規定は、法第二百六十二条第一項において準用する法第三百二十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

(新設)

(金融機関の合併及び転換に関する法律第四条第二号の規定による
転換をする普通銀行の株主に対して振替優先出資を交付しようとする
ときに關する株式に係る規定の準用)

第五十七条 第十九条の規定は、法第二百六十二条第三項において準
用する法第三百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事
項について準用する。

(保険会社である新設合併消滅株式会社の株主に対して新設合併設
立会社の振替株式を交付しようとするときに關する株式に係る規定
の準用)

第五十八条 第十九条の規定は、法第二百六十三条において準用する
法第三百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項につ
いて準用する。

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主に対して新設合併設
立会社金融商品取引所の振替株式を交付しようとするときに關する
株式に係る規定の準用)

第五十九条 第十九条の規定は、法第二百七十条において準用する法
第三百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項につ
いて準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

第八章 雜則

(新設)

(電磁的方法による提供)

第六十条 社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十二号。以下「令」という。)第十四条第二号に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と加入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2 令第十四条第三号(令第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条及び第二十三条から第二十七条までにおいて準用する場合を含む。)、第四十一条(令第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。)、及び第五十九条(令第六十七条及び第六十九条において準用する場合を含む。)、に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子

(電磁的方法による提供)

第十一条 社債等の振替に関する法律施行令(以下「令」という。)第十四条第二号に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と加入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2 令第十四条第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに

計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。

3
（略）

（振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者）

第六十一条 令第八十四条に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該口座を自己の口座とする加入者の相続人その他の一般承継人

二 当該口座に記載又は記録がされている振替株式、振替投資口、法第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資又は法第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資（以下この条において「振替株式等」という。）の発行者（当該発行者が、当該振替株式等に係る事項のみに関する法第二百七十七条の規定による請求（以下この条において「情報提供請求」という。）をする場合に限る。）。

接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。

3
（略）

（新設）

- 三 法第百三十三条第二項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百三十九条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の取得者等（当該取得者等が、法第百三十三条第二項の加入者の口座に記載若しくは記録がされた株式、投資口、法第二条第一項第十六号に規定する優先出資若しくは同項第十七号に規定する優先出資（以下この条において「株式等」という。）に係る株券、投資証券、法第二百三十四条第一項に規定する優先出資証券若しくは法第二百三十八条第一項に規定する優先出資証券又は当該株式等を取得し、若しくは当該株式等を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して、法第百三十三条第二項の加入者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式等の数又は口数のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）
- 四 当該口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式等の株主、投資主、優先出資者又は優先出資社員（以下この号において「株主等」という。）（当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）
- 五 当該口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式等の特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別優先出資社員（以下この号において「特別株主等」という。）（当該特別株主等が、当該特別株主等について法第百五十一条第二項第一号に規定する申出がされた振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求

をする場合に限る。)

附則

(振替受人簿の記載又は記録事項)

2 第二条 法附則第十二条第一項第三号(法附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 第二条の規定は、法附則第十二条第二項(法附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)において準用する法第六十八条第六項に規定する主務省令で定めるものについて準用する。

(振替受人簿の閲覧等)

第三条 法附則第十三条第二号(法附則第二十七条第二項、第二十八

附則

(振替受人簿の記載又は記録事項)

2 第二条 法附則第十二条第一項第三号(法附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 第二条の規定は、法附則第十二条第二項(法附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第六十八条第六項に規定する主務省令で定めるものについて準用する。

(振替受人簿の閲覧等)

第三条 法附則第十三条第二号(法附則第二十七条第二項、第二十八

条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(特例社債等の内容の公示)

第四条 (略)

2、10 (略)

11 第三条第七項(第二号を除く。)の規定は、法附則第三十七条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第七項第一号中「法第二百一十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るもの」とあるのは、「法附則第三十七条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例投資信託受益権」と読み替えるものとする。

12 第三条第八項の規定は、法附則第三十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

13 第三条第九項の規定は、法附則第四十条第一項において準用する

条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(特例社債等の内容の公示)

第四条 (略)

2、10 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

法附則第十七条第一項第一号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

14| 第三十六条の規定は、法附則第四十一条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

15| 第三十六条の規定は、法附則第四十二条第三項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

(特例社債等に係る発行者の同意に関する公告)

第五条 (略)

2 (略)

3| 第一項の規定は、法附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項において準用する法附則第十八条に規定する公告について準用する。

(新設)

(新設)

(特例社債等に係る発行者の同意に関する公告)

第五条 (略)

2 (略)

3| 第一項の規定は、法附則第二十七条第二項、法附則第二十八条第二項、法附則第二十九条第二項、法附則第三十条第二項、法附則第三十一条第二項、法附則第三十二条第二項、法附則第三十四条第二項、法附則第三十五条第二項及び法附則第三十六条第二項において準用する法附則第十八条に規定する公告について準用する。